

令和元年5月24日  
国立大学日本語教育研究協議会  
於東京海洋大学

# 留学生受入れの現状と支援施策等

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課  
留学生交流室



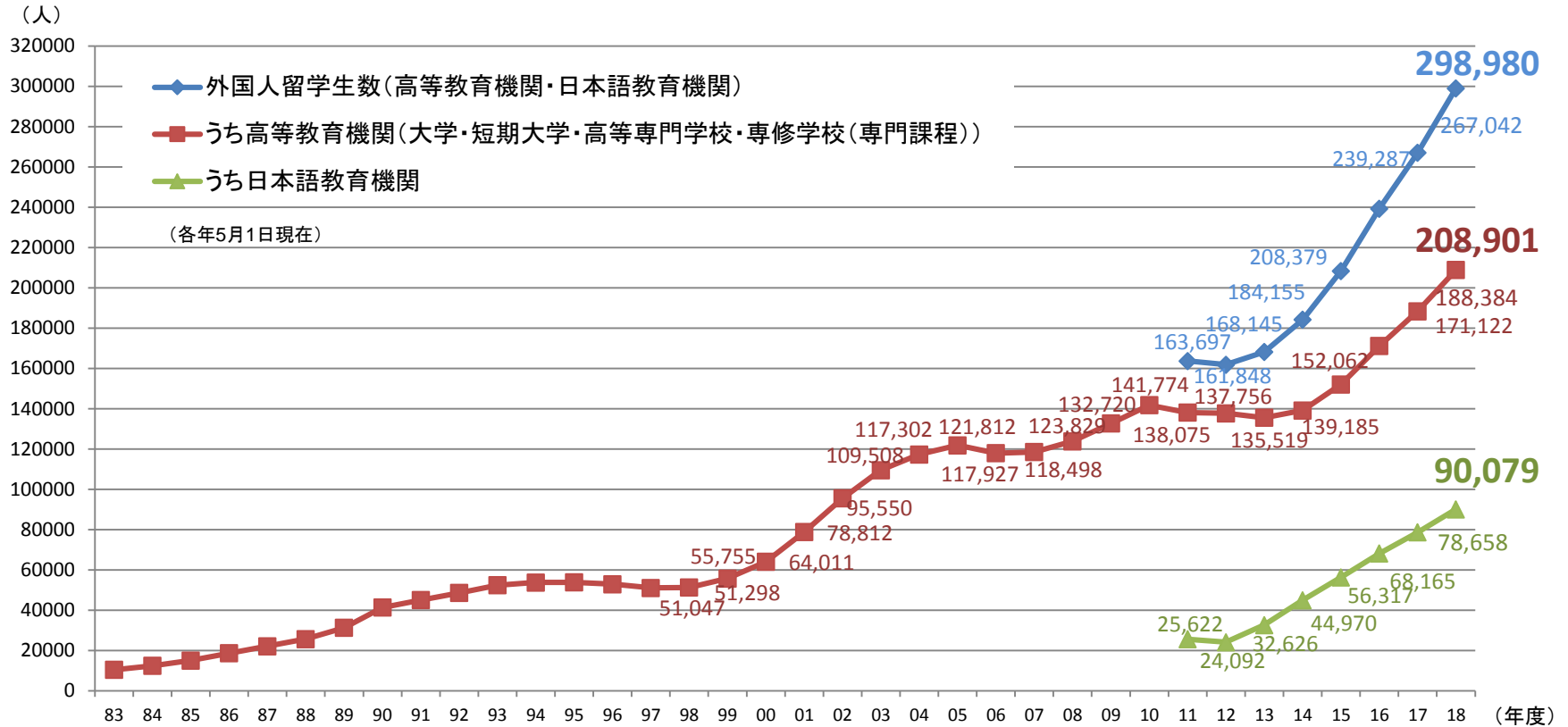
# 目次

---

1. 留学生受入れの現状
2. 留学生受入れの充実に向けた施策
3. 留学生政策に関連する最近の動向

# 外国人留学生数の推移

## 推移



※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

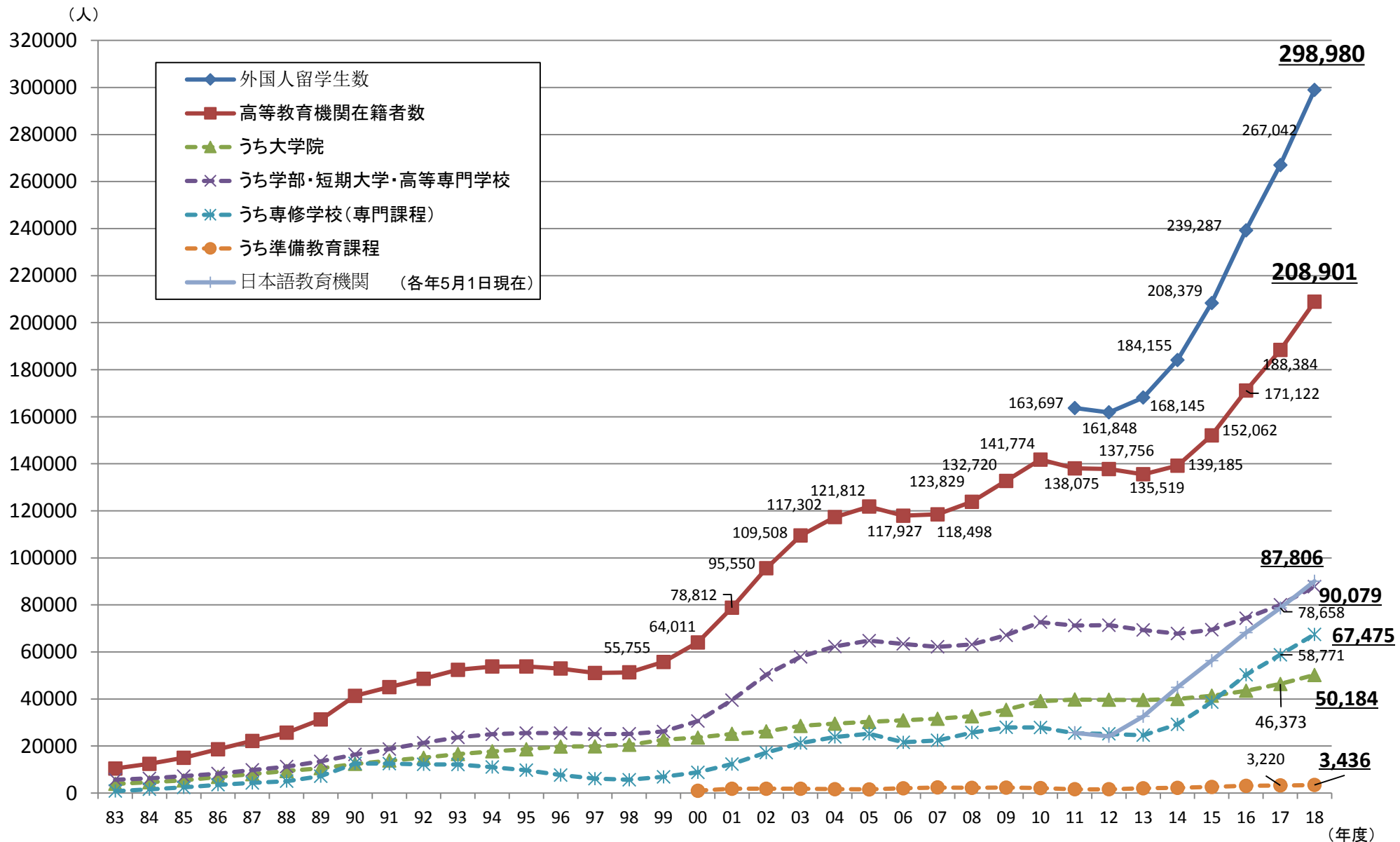
2018年5月1日現在

## 出身国・地域別

国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比
中国	114,950 (107,260)	7,690	インドネシア	6,277 ( 5,495)	782
ベトナム	72,354 ( 61,671)	10,683	ミャンマー	5,928 ( 4,816)	1,112
ネパール	24,331 ( 21,500)	2,831	タイ	3,962 ( 3,985)	△23
韓国	17,012 ( 15,740)	1,272	マレーシア	3,094 ( 2,945)	149
台湾	9,524 ( 8,947)	577	その他	33,219 ( 28,076)	5,143
スリランカ	8,329 ( 6,607)	1,722	合計	298,980 (267,042)	31,938

(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

# 学校種別・外国人留学生数推移



※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

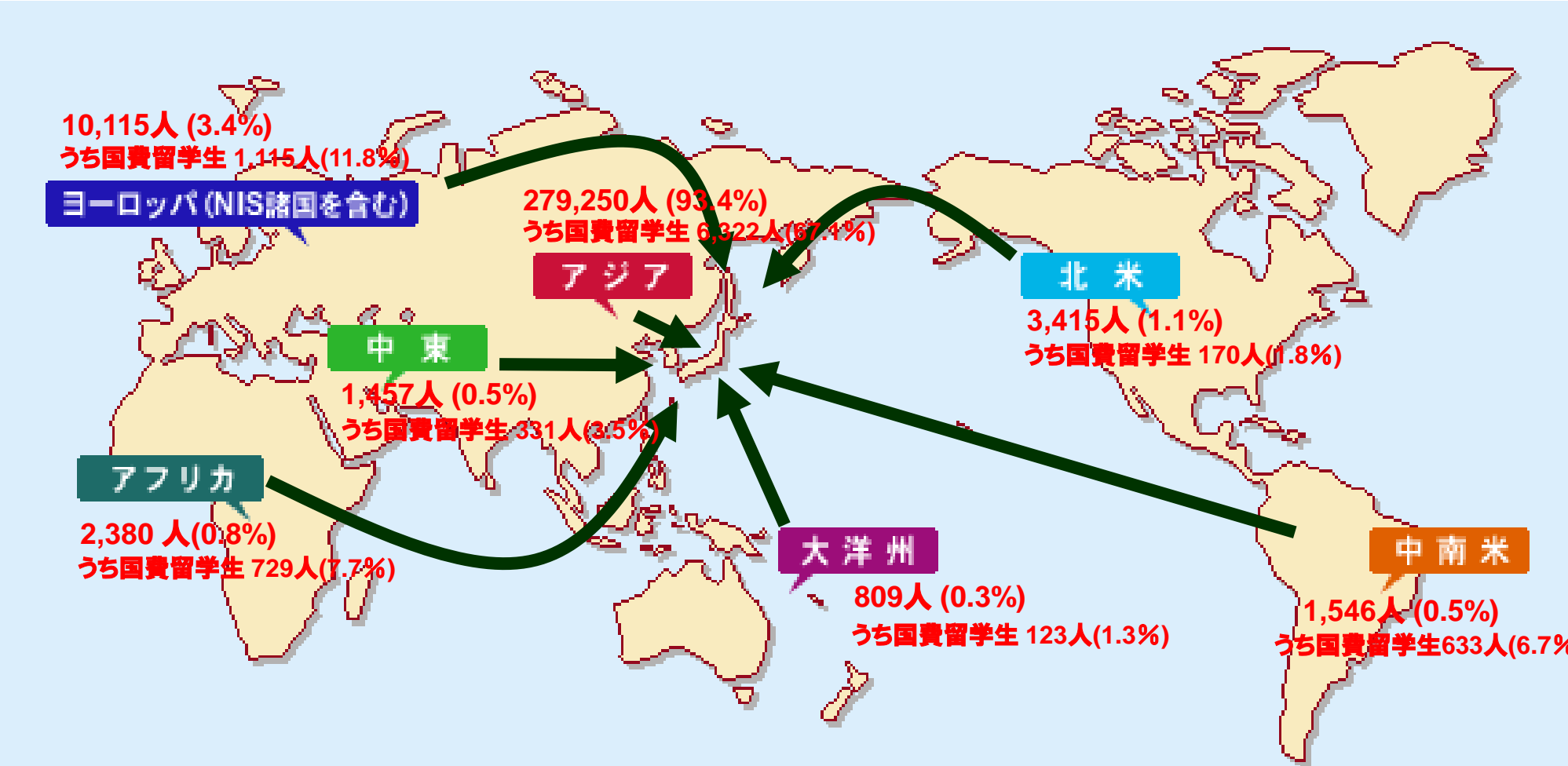
(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

# 外国人留学生の受入れの現況

## 地域別・外国人留学生数

Total : 298,980人 (うち国費留学生9,423人)

(2018年5月1日現在)



※無国籍(不明等)の8名を含む。

出典: 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

# 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

(「留学生30万人計画」における文部科学省の主な取組)

2019年度予算額 263億円  
(前年度予算額 264億円)



## 留学生30万人計画

### 1. 日本留学への誘い

#### 日本留学海外拠点連携推進事業

4.5億円(3.1億円)

リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制を実現するため、各拠点の活動の強化を図る

### 2. 入試・入学・入国の入り口の改善

#### 留学生受入れ促進プログラム

36.5億円(37.7億円)

我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、渡日前の予約採用等に重点化することにより、現地における大学等の入学許可を促進し、優秀な外国人留学生を戦略的に確保する。 7,870人 ⇒ 7,800人

### 3. 大学等のグローバル化の推進

- ・スーパーグローバル大学創成支援事業 34億円
- ・大学の世界展開力強化事業 13億円

### 4. 受入れ環境づくり

#### 外国人留学生奨学金制度

228億円(231億円)

- ・国費外国人留学生制度 185億円(11,276人)
  - ・留学生受入れ促進プログラム 36億円(7,800人)【再掲】 等
- ※参考:海外留学支援制度(協定受入) 16億円(5,000人)



STUDY in JAPAN

#### 外国政府派遣留学生の予備教育等

0.9億円(1.1億円)

中国及びマレーシアの政府派遣留学生を受け入れるにあたり、現地へ教員を派遣し、日本語及び教科教育等を支援。

### 5. 卒業・修了後の社会の受入れの推進

#### 留学生就職促進プログラム

3.7億円(3.6億円)

「外国人材の我が国企業への就職の拡大」に向け、各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語能力」「キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、外国人留学生の我が国での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高め、諸外国から我が国への留学生増加を図る。

### (独)日本学生支援機構運営費交付金(留学生事業)

61億円(61億円)

留学生宿舍の運営、留学生の就職支援、奨学金の支給等を実施。

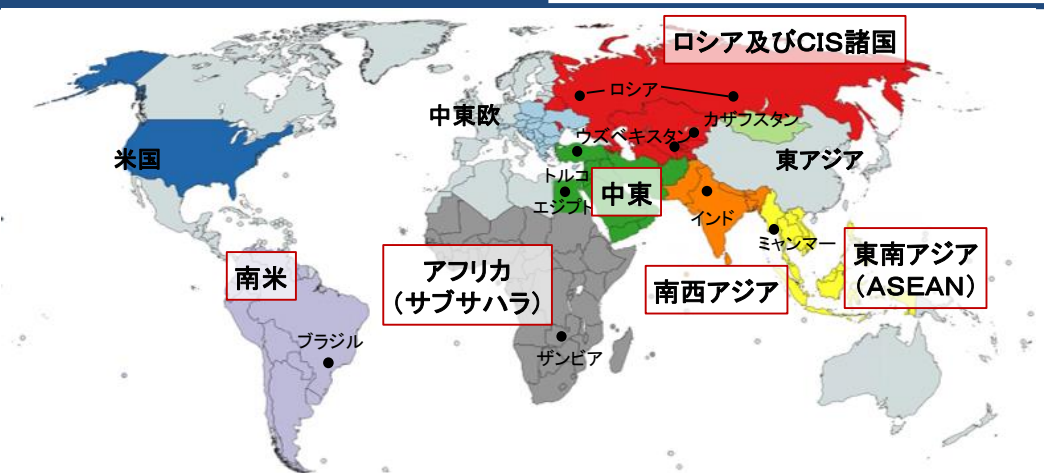
※留学生受入れ促進プログラムの金額を含む



## 背景・経緯

「留学生30万人計画」の実現を目指しつつ、優秀な外国人留学生の国内就職促進に向けて我が国企業のニーズに応じた外国人留学生の受入れを促進するため、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を経済的に発信するための拠点を海外の重点地域に設置するとともに、各海外拠点の取組を支援する日本本部を設置することにより、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の実現を図る。

## 重点地域及び海外拠点設置地域



□ : 海外拠点設置地域

※重点地域:「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」により策定

## 2019年度拡充内容

- サテライト拠点の設置により、現在海外拠点を設置している国だけでなく、拠点を置く地域内全体に活動を展開
- 日本本部において、日本に滞在している外国人留学生のネットワーク促進強化を通じ日本での就職に係る情報提供等の働きかけを行い国内への就職を促進

## 事業概要

### ■ 海外拠点 6地域

現地及び日本の関係機関(政府機関、在外公館、教育機関、企業等)や日本本部と連携し、以下の取組を実施。

#### ○ 留学に関する情報収集・発信

現地のニーズや日本留学情報等を収集するとともに、留学フェアや学校訪問等の開催、帰国留学生ネットワークやSNSの活用等により、ターゲットとなる留学生候補者に応じて、きめ細かに情報を提供

#### ○ 優秀な留学生獲得に向けたリクルーティング活動促進

現地における入学許可を実現するためのサポート機能充実、現地でのアカデミック・ジャパニーズの学修強化を推進

#### ○ 帰国留学生とのネットワーク構築及び協力深化

帰国留学生の協力を得た広報・リクルーティング活動により、現地の学生に対し、日本留学中の学びや生活、留学後の就職機会等の情報をより具体的・効果的に提供し、日本留学希望者を増加

### ■ 日本本部

日本国内の機関や各海外拠点と連携し、以下の取組を実施。

#### ○ 海外拠点設置地域の留学生動向に関する情報収集・分析

#### ○ 日本国内機関とのネットワーク構築

#### ○ 日本国内に在留している外国人留学生とのネットワーク形成・協力関係構築

# 留学生受入れのための奨学金制度一覧

	国費外国人留学生制度	留学生受入れ促進プログラム	海外留学支援制度(協定受入型)
趣旨 目的	諸外国の優秀な人材を我が国の高等教育機関で受け入れ、世界の発展に資する人材を育成することにより、諸外国との関係を強化するとともに、我が国の大学等のグローバル化、教育・研究力の水準向上を図る。	我が国の高等教育機関の国際化に資するため、優秀な外国人留学生を戦略的に確保する。また、大学等に在籍し、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である私費外国人留学生の学習効果を一層高める。	諸外国の大学との留学生交流の拡充及び各国間の相互理解と友好親善の増進を図るため、大学間交流協定に基づき我が国へ留学する外国人留学生を支援する。
対象者	<p>【大学院レベル】 研究留学生: 大学(学部)卒業以上の者 教員研修留学生: 大学(学部)卒業以上程度の者 ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP): 大学(学部)卒業以上の者</p> <p>【学部レベル】 学部留学生: 高等学校卒業程度の者 日本語・日本文化研修留学生: 大学(学部)に在学中の者 高等専門学校留学生: 高等学校卒業程度の者 専修学校留学生: 高等学校卒業程度の者</p>	<p>【学部・大学院レベル】 大学の学部、短期大学、高等専門学校第3学年以上又は専修学校専門課程に、それぞれ正規生として在籍する者、大学又は短期大学が設置する専攻科又は留学生別科に在籍する者、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する者 大学院に正規生として在籍する者又は大学の学部卒業以上の学歴を有し、かつ、大学院レベルの研究活動を行うため研究生として在籍する者</p> <p>【日本語教育機関】 日本語教育機関に在籍する者</p>	<p>【諸外国の大学生等】 諸外国の大学等に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき我が国の大学へ留学(1年以内)する者</p>
実施主体	文部科学省	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構
募集 選考	<p>① 募集対象国の在外日本国大使館等を通じて募集する大使館推薦 ② 我が国の受入れ大学が大学間交流協定等により募集する大学推薦 ③ その他(YLPにおける海外の公的推薦機関からの推薦等) それぞれの方法により推薦された者を学識経験者による委員会で選考の上、文部科学省が決定。</p>	各大学等が申請した推薦者を実施委員会で審査し、採用を決定。 日本留学試験を受験し、優秀な成績を修めた者を予約採用者として決定し、予約採用者が日本国内の大学等に入学した時、JASSO理事長が決定。	各大学が申請した受入れプログラムを選考し、決定。これを受け、各大学が候補者を推薦。
支援内容	<p>【国費外国人留学生給与(月額)】 博士課程145,000円、修士課程144,000円、 研究生143,000円、学部生117,000円 (地域により3,000円又は2,000円の加算制度有) ほか、渡航費及び授業料 (2019年度予算額:185億円、11,276人)</p>	<p>【奨学金(月額)】 学部・大学院レベル48,000円 日本語教育機関30,000円 (2019年度予算額:36億円、7,800人)</p>	<p>【奨学金(月額)】 80,000円 (2019年度予算額:16億円、5,000人)</p>



## 事業概要

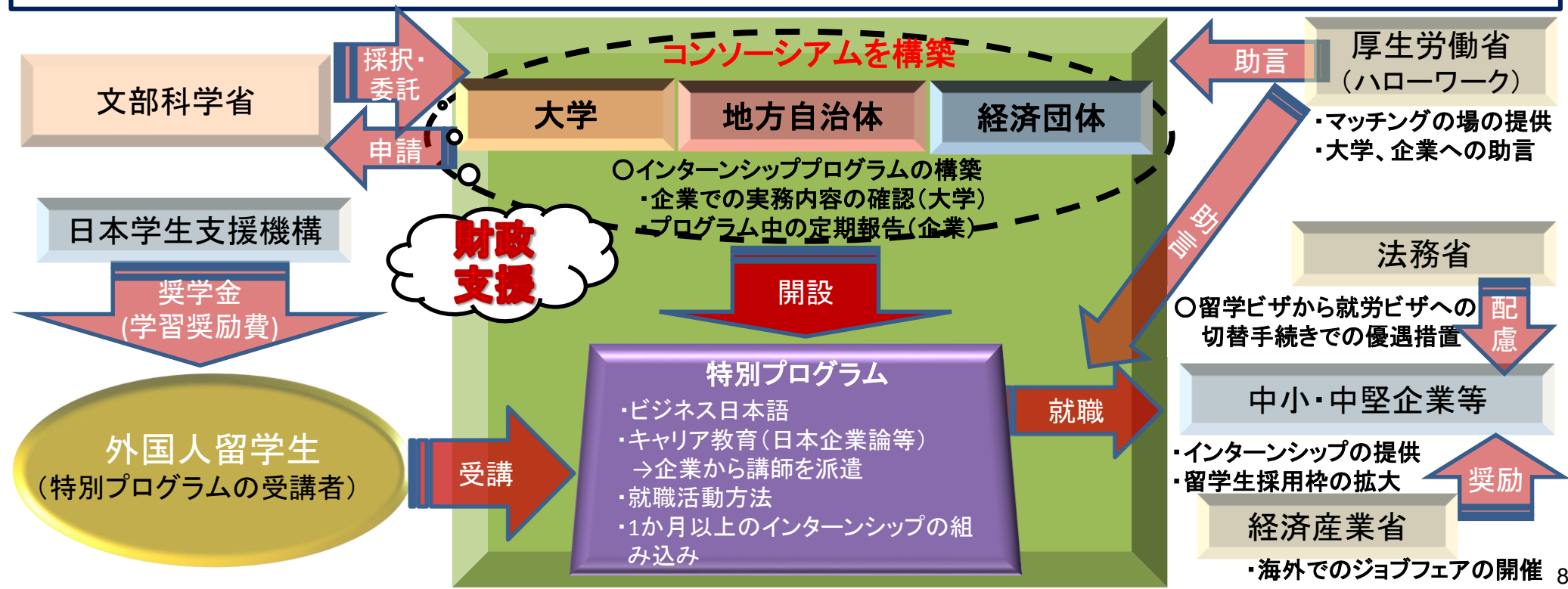
○課題： 留学生の日本国内での就職における課題として、企業において改善を図るべき点がある一方、大学等においても取り組める内容がある。

【留学生が国内企業で採用されるために求められる能力】

- ・現状、大多数の国内企業内の公用語は日本語であるため、一定水準以上の日本語能力が必要
- ・日本企業における採用慣行や働き方（採用者の将来性や潜在能力を評価、ゼネラリストとしてあらゆる職務に対応できる能力を求める）に関する理解

○対応： 上記を踏まえ、各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」「キャリア教育（日本企業論等）」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、外国人留学生の我が国での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高め、諸外国から我が国への留学生増加を図る。

○12拠点に委託。2019年度は、プログラムの成果を効果的に横展開するためのフォーラム、調査・研究を実施する。



# 留学生就職促進プログラム受託機関及び参画機関

平成30年5月現在

受託機関 (申請大学)	参画機関		
	大学	地方公共団体	民間団体等
北海道大学	北海道科学大学	北海道	キャリアバンク(株)
東北大学	宮城学院女子大学、東北工業大学、東北学院大学	宮城県、仙台市	仙台商工会議所、(一社)東北経済連合会、宮城県中小企業団体中央会、東北大学校友会
山形大学	東北公益文科大学	山形県	山形県国際交流人材育成推進協議会
群馬大学	群馬県立女子大学、高崎経済大学、前橋工科大学、共愛学園前橋国際大学、関東学園大学、上武大学、高崎商科大学、高崎健康福祉大学、群馬工業高等専門学校	群馬県、群馬県警察本部、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、川場村	群馬県観光物産国際協会、前橋市国際交流協会、高崎市国際交流協会、桐生市国際交流協会、群馬県商工会議所連合会、群馬県商工会連合会、群馬県中小企業団体中央会、群馬県経営者協会、群馬県酒造組合、群馬県経済同友会、上毛新聞社、群馬テレビ(株)、(株)エフエム群馬、サンデンホールディングス(株)、(一財)サンデン環境みらい財団、永井酒造(株)、(株)田圃ブラザー川場、増田煉瓦(株)、グリーンリーフ(株)、鳥山畜産食品(株)、(株)前田設備、(株)群馬銀行、群馬労働局
東洋大学	島根大学、金沢星稜大学	島根県、石川県、日上市	(一社)島根県経営者協会、いしかわ就職・定住総合サポートセンター、(公財)日立地区産業支援センター、(一社)日本国際化推進協会
横浜国立大学	横浜市立大学	神奈川県、横浜市	(公財)神奈川県産業振興センター、(一社)神奈川県商工会議所連合会、神奈川県商工会連合会、神奈川県中小企業団体中央会、横浜商工会議所、(一社)横浜市工業会連合会、(公財)横浜企業経営支援財団、(株)浜銀総合研究所、(公財)横浜市国際交流協会・国際学生会館、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)横浜貿易情報センター
金沢大学	信州大学	石川県、長野県、福井県、富山県	北陸経済連合会、(一社)長野県経営者協会、(株)北陸銀行、(株)八十二銀行
静岡大学	常葉大学、静岡理科大学、静岡英和学院大学、沼津工業高等専門学校、静岡県立大学	静岡県、静岡市、浜松市	(公社)ふじのくに地域・大学コンソーシアム、(公社)静岡県国際経済振興会(SIBA)、(公財)静岡県国際交流協会、(一社)静岡県経営者協会、(公財)就職支援財団、(一財)静岡経済研究所、アジアブリッジ企業連絡会、(株)アルバイトタイムス、(株)はまぞう、静岡県行政書士会、(一社)静岡県信用金庫協会、(公財)浜松国際交流協会、静岡労働局
名古屋大学	岐阜大学、名古屋工業大学、名城大学、南山大学	愛知県、岐阜県	愛知県経営者協会、(一社)岐阜県経営者協会、中部経済同友会、(一社)中部経済連合会、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)名古屋貿易情報センター、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)岐阜貿易情報センター、愛知県社会保険労務士会
関西大学	大阪大学、大阪市立大学、大阪府立大学	大阪府、吹田市	(公財)大阪府国際交流財団、(公財)吹田市国際交流協会、(公財)箕面市国際交流協会、(公社)関西経済連合会<グローバル人材活用運営協議会>、大阪商工会議所、(一財)大阪労働協会、大阪外国人雇用サービスセンター、大阪府行政書士会、(株)りそな銀行、(株)池田泉州銀行、三井不動産関西支社、パナソニック(株)、(株)日立ハイテクノロジーズ、カワソーテクセル(株)、(株)i-plus、フォースバレー・コンシェルジュ(株)<TOP CAREER>、(特非)グローバル人材開発センター、(株)トモノカイ、(行)第一総合事務所、(株)NPCコーポレーション、(独)都市再生機構西日本支社、(株)レオパレス21、ユニウ・ライフ(株)、関西大学生生活協同組合、(株)ネクステージ、(特非)OUEN Japan、コミュニケーション学院、(公財)日本漢字能力検定協会、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部、大阪中小企業投資育成(株)
愛媛大学	—	愛媛県	愛媛県国際交流協会、愛媛県商工会議所連合会、愛媛県商工会連合会、愛媛県中小企業団体中央会、愛媛県経済同友会、愛媛県中小企業家同友会、(一社)えひめ若年人材育成推進機構、(特非)ワークライフ・コラボ
熊本大学	—	熊本県	(一社)熊本県情報サービス産業協会、(一社)熊本県工業連合会、熊本県社会・システムITコンソーシアム

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)  
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。

## 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) **国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり**
  - 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) **啓発活動等の実施**
  - 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

## 生活者としての外国人に対する支援

- (1) **暮らしやすい地域社会づくり**
  - ① **行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備**
    - 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「**多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)**」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
    - 安全・安心な生活・就労のための新たな「**生活・就労ガイドブック(仮)**」(11言語対応)の作成・普及
    - **多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築**【8億円】と**多言語音声翻訳システムの利用促進**
  - ② **地域における多文化共生の取組の促進・支援**
    - 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等**地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組**を地方創生推進交付金により支援
    - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) **生活サービス環境の改善等**
  - ① **医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等**
    - 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により**全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備**
    - **地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援** } 【17億円】
    - ② **災害発生時の情報発信・支援等の充実**
      - 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
      - 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成
    - ③ **交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実**
      - 交通安全に関する広報啓発の実施、**運転免許学科試験等の多言語対応**
      - 「**110番**」や**事件・事故等現場における多言語対応**
      - **消費生活センター(「188番」)**、**法テラス**、**人権擁護機関**(8言語対応)、**生活困窮相談窓口等の多言語対応**
    - ④ **住宅確保のための環境整備・支援**
      - 賃貸人・仲介事業者向け**実務対応マニュアル**、**外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及**(8言語対応)
      - **外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進**
    - ⑤ **金融・通信サービスの利便性の向上**
      - **金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備**、**多言語対応の推進**、**ガイドラインの整備**
      - **携帯電話の契約時の多言語対応の推進**、**在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底**
  - (3) **円滑なコミュニケーションの実現**
    - ① **日本語教育の充実**
      - **生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開**(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
      - 多様な学習形態のニーズへの対応(**多言語ICT学習教材の開発・提供**、**放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用**・多言語化、全ての都道府県における**夜間中学**の設置促進等)
      - **日本語教育の標準等の作成**(**日本版CEFR**(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
      - **日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備**
    - ② **日本語教育機関の質の向上・適正な管理**
      - **日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化**(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
      - **日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け**
      - **日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実**
      - **日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用**

## (4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への**支援体制整備**(ICT活用、多様な主体との連携)
- 教員等の資質能力の向上(**研修指導者の養成**、**地方公共団体が実施する研修への指導者派遣**等による全国的な研修実施の促進)
- 地域企業やNPO等と連携した**高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保**【1億円】

## (5) 留学生の就職等の支援

- **大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等**
- **中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化**
- **文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等**【6億円】
- **留学生の就職率の公表の要請**、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する**奨学金の優先配分**、**介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実**【14億円】
- **業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進**
- **産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開**

## (6) 適正な労働環境等の確保

- ① **適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保**
  - **労働基準監督署・ハローワークの体制強化**、**外国人技能実習機構の体制強化**、「**労働条件相談ほっとライン**」の**多言語対応**(8言語対応)
  - 「**外国人労働者相談コーナー**」「**外国人労働者向け相談ダイヤル**」における**多言語対応の推進**・**相談体制の拡充**
- ② **地域での安定した就労の支援**
  - **ハローワークにおける多言語対応の推進**(11言語対応)と**地域における再就職支援**
  - **地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応**、**職業訓練の実施**

## (7) 社会保険への加入促進等

- **法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進**
- **医療保険の適正な利用の確保**(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、**不適正事案対応等**)
- **納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備**

## 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) **悪質な仲介事業者等の排除**
  - **二国間の政府間文書の作成**(9か国)とこれに基づく**情報共有の実施**
  - **外務省(在外公館)**、**警察庁**、**法務省**、**厚生労働省**、**外国人技能実習機構**等の**関係機関の連携強化**による**悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底**と**入国審査基準の厳格化**
  - **悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実**
- (2) **海外における日本語教育基盤の充実等**
  - **日本ででの生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施**(9か国)
  - **国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化**(現地教師育成、現地機関活動支援)
  - **在外公館等による情報発信の充実** } 【34億円】

## 新たな在留管理体制の構築

- (1) **在留資格手続の円滑化・迅速化**
  - **受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始**【12億円】
  - **在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減**、**標準処理期間(2週間～1か月)の励行**
- (2) **在留管理基盤の強化**
  - **法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進**による**外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握**
  - **業種別・職種別**・**在留資格別**等の**就労状況を正確に把握する仕組みの構築**、**公的統計の充実・活用**
  - **出入国在留管理庁の創設**に伴う**出入国及び在留管理体制の強化**【18億円】
- (3) **不法滞在者等への対策強化**
  - **警察庁**、**法務省**、**外務省**等の**関係機関の連携強化**による**不法滞在者等の排除の徹底**【5億円】
  - **技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析**、**これを踏まえた調査の徹底**、**実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化**、**平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応**

(注) 予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円等がある。



# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日関係閣僚会議了） 留学生関連施策（抜粋）①

## Ⅱ 施策

### 2. 生活者としての外国人に対する支援

#### (3)円滑なコミュニケーションの実現

#### ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

#### 【現状認識・課題】

我が国の社会や文化への関心の高まり等を受け、我が国への留学生、特に日本語教育機関への留学生が急増しているが、日本語教育機関については、日本語教育機関の告示基準（以下「告示基準」という。）に適合し、留学生を受け入れることができる日本語教育機関として法務大臣が留学告示をもって定めた後の告示基準への適合性に係る継続的な確認・評価を行う仕組みがないこと、我が国の日本語教育機関への留学に関して不当に高額な手数料等を徴収する悪質な仲介事業者が存在すること等の課題が存することから、これらの課題に適切に対処し、適切な学習環境を確保していく必要がある。

#### 【具体的施策】

○ 留学生を受け入れることができる日本語教育機関を法務大臣が指定する告示である留学告示からの抹消の基準について、従前から告示基準に存在する抹消の基準である全生徒の出席率、全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準を厳格化するとともに、新たな抹消の基準として、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による厳格な数値基準を導入する。〔法務省、文部科学省〕《施策番号56》

○ 現状では、日本語教育機関は、留学告示に定められた後は、地方入国管理局から求められた場合等に限って告示基準への適合性等について点検・報告することとされるにとどまっているところ、法務省は速やかに告示基準を改正し、告示された時点での日本語教育機関の計画を踏まえ、告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方入国管理局に対する報告を日本語教育機関に義務付ける。法務省は、引き続き告示しておくことが適当でないと判断した場合は、必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合等において、告示から抹消することとする。法務省は、必要に応じ、文部科学省と協議した上で日本語教育機関に対する指導を行う。〔法務省、文部科学省〕《施策番号57》

（主なもののみ掲載）

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日関係閣僚会議了） 留学生関連施策（抜粋）②

## (5) 留学生の就職等の支援

### 【現状認識・課題】

留学生は、我が国の教育機関における教育を通じて高度な専門性や日本語能力を身に付けるのみならず、その留学期間中、日本人学生や地域住民と様々な形で交流することを通じて我が国を深く理解してくれる貴重な人材である。こうした留学生が、就職できず失意の下に帰国するというようなことはできる限り避けるべきであるところ、既に平成28年6月の「日本再興戦略」において留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すこととされたが、実際の就職率は36%にとどまっており、抜本的な対策が必要な状況にある。

このため、**留学生の就職を容易にするための在留資格の見直しを行うとともに、各大学における留学生の取扱い、各企業における就職活動の在り方やその後の育成を含めて、幅広い対策を講ずることが必要**である。また、今後、介護分野の留学生や介護分野で働く外国人が増加することが見込まれることから、それらの外国人に対してより適切な支援を図る必要がある。

### 【具体的施策】

○ 平成30年度中に**大学を卒業する留学生が就職できる業種の幅を広げる**ため、平成31年3月を目途として在留資格に係る告示改正を行う。また、平成30年度中に**クールジャパン分野等の専門学校等を卒業する留学生が就職できる業務の幅を広げる**ため、関係省庁との協議を踏まえ、同年度中に所要の措置を講ずる。〔法務省〕《施策番号68》

○ 大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを「**留学生就職促進履修証明プログラム(仮称)**」として文部科学省が認定し、**留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開**する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優先配分等の支援を検討する。スーパーグローバル大学創成支援事業の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。

また、優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援しているところ、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情報共有する。

これらの取組により、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内企業への就職につなげる仕組みの構築を推進する。【平成31年度予算6億円】〔文部科学省〕《施策番号71》

(主なもののみ掲載)



# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日関係閣僚会議了） 留学生関連施策（抜粋）③

## 【具体的施策】

- 各大学院、大学、専修学校等に対し、進路相談等の外国人留学生への就職支援を促すため、各学校に対して、留学生数及び留学生の就職率を開示・公表するよう要請するとともに、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行う。〔文部科学省〕《施策番号72》
- 留学生の国内就職の促進のため、留学の在留資格から就労関係の在留資格変更手続の簡素化等を行うことを踏まえ、大学等の進路相談等において留学生の在留資格の変更に対する支援が効果的に行えるよう、法務省、文部科学省と大学等が定期的な研修会（意見交換）を行う。〔法務省、文部科学省〕《施策番号73》
- 留学生の採用時に高い日本語能力（例えば、日本語能力試験N1相当以上）を求める企業もみられるが、業務に必要な日本語能力のレベルは企業ごとに様々であり、採用時に求める日本語能力水準には多様性があること等を踏まえ、その多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進する。そのため、関係省庁、産業界、就職支援事業者、大学等が連携し、採用後の多様な人材育成・待遇等のベストプラクティスを構築し横展開する。また、先進的な留学生向けの取組を行っている企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁からの周知を徹底していく。〔経済産業省（厚生労働省、文部科学省等関係省庁）〕《施策番号74》
- 入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。〔平成31年度予算5億円〕〔文部科学省〕《施策番号77》
- 留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、関係機関と情報共有を図りつつ、各大学、高等専門学校、専修学校に対し、留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求める。〔文部科学省〕《施策番号79》

（主なもののみ掲載）

# 外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について（通知）

平成31年3月29日30高学留第72号 文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知

- 一部の大学等では受け入れた留学生の所在不明、各種犯罪への関与など、真に修学を目的とした留学生の受入れと留学生に対する適切な指導が課題となっている。
- 留学という口実のもと、就労を目当てに在留するような学生の安易な受け入れは、学修の阻害要因、悪質な仲介業者等の関与による経済的被害や違法な資格外活動への従事、失踪、犯罪や不法行為に巻き込まれることも懸念される。
- 各大学等にとっては、教育活動や在籍管理、学校運営そのものに支障をもたらす恐れがあり、社会的責任が問われる。
- 適正な留学目的で来日している留学生も含め留学生政策全体の社会的信頼・信用の失墜につながる。

➡ 各大学等において外国人留学生の受入れ及び在籍管理の徹底等を適切に行っていただきたい。

## 1 外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等

### (1) 外国人留学生の適切な受入れについて

#### 本通知からの依頼事項

- **受入れ数は、**大学等の入学定員、教職員組織、施設整備等を考慮した適切なものとし、**教育体制に見合わない過大な受入れ数にならないようにする必要**
- **日本語など必要な能力の基準を明確化し、適正な水準を維持することが重要**

#### 旧通知からの依頼事項

- 留学生の入学者選抜に当たっては、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、適切に実施する
- 学生数の確保という観点で安易に留学生を受け入れることは厳に慎む
- 入学志願者が真に修学を目的としており、十分な能力・意欲・適正等を有しているか適切に判定すること
- 日本学生支援機構の「日本留学試験」の積極的な活用や当該試験を活用した渡日前入学許可の実施
- 入学を許可して受け入れた留学生については、自ら責任を持って在籍の管理を行う必要

### (2) 外国人留学生の適切な在籍管理の徹底について

#### 本通知からの依頼事項

- 外国人留学生が**授業料未納となっていることが判明した場合、各大学等は適切に状況把握、指導等を行う**
- **授業料未納を理由に除籍した場合であっても、当該学生が不法滞在にならないよう、適切に対応**

#### 旧通知からの依頼事項

- 各留学生について、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握し、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底
- 退学等の処分を行い、学生が留学目的を達成する見込みがなくなった場合には、確実に帰国するよう大学が責任を持って適切に対応

「旧通知」は、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について」（平成29年3月28日文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知）を指す。

### (3) 留学生別科及び研究生・聴講生・科目等履修生等

#### 本通知からの依頼事項

- 留学生向けの別科  
無秩序な規模の受入れとならないように努める  
各大学が自らの責任において、大学設置基準や日本語教育機関の告示基準等を参考にし、**教員数、校地・校舎面積、学生数、授業の方法、施設及び設備その他について教育にふさわしい環境の確保を図る**
- 研究生や聴講生といったいわゆる「非正規生」  
留学の在留資格に必要な、**実時間として1週間に10時間以上の授業時間を確保するよう、履修可能科目の設定や履修指導等を行う必要**  
専任教員数、校地校舎の面積について教育に支障のないよう増加させる必要  
学生数、授業の方法、施設及び設備その他について教育にふさわしい環境の確保を図ることが重要
- **学位課程の科目を履修する非正規生**については、当該授業を受講するために求められる**必要な日本語能力（日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）やその他求められる能力が確保されているかどうかを確認**
- 学位課程や、日本語教育以外を行う留学生向け別科については、**実質的に大学進学のための予備教育課程として実施されることのないよう、適切な対応**

## 2 留学生の卒業後等における教育機関の取組等

#### 旧通知からの依頼事項

- 各大学は、留学生が卒業等した場合の在留資格関係手続や所在不明となった留学生について、入国管理局へ届け出を実施

## 3 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告

#### 本通知からの依頼事項

- 定期報告では、**除籍者・退学者の理由等についても報告**
- **退学者等がない場合も報告**
- 文部科学省では、不法残留者数及び退学者・除籍者・所在不明者が一定数以上発生した大学等に対してヒアリング及び**追加調査を実施**し、不法残留者、除籍者、所在不明者等の発生要因の分析及び対策を講ずるよう要請する

#### 旧通知からの依頼事項

- 各大学等においては、前月中に退学、除籍、所在不明者を、毎月、文部科学省高等教育局学生・留学生課宛てに報告されたい